

柔道整復療養費の料金改定について

柔道整復師の施術に係る療養費の料金改定について

論点：前回の専門委員会において、再検料の毎回算定等や、明細書交付の義務化と評価、初検時相談支援料の要件の強化と評価などの意見があることを踏まえ、どのような改定を行うか。

【第16回(令和2年2月)検討専門委員会での主な意見】

(保険者側の意見)

- 初検時相談支援料の取扱いについて要件の追加
- 往療料の距離加算の包括化
- 明細書発行の義務化について対価を前提とすべきではない

(施術者側の意見)

- 再検料の毎回算定
- 冷罨法の日数制限の撤廃
- 電療料の算定要件からの温罨法前置の撤廃
- 施術情報提供料、柔道整復運動後療料、固定料及び金属副子等加算の対象を現行の骨折、不全骨折、脱臼に加え、打撲、捻挫、挫傷にも拡大
- 労災にある包帯の交換料の新設
- 患者に対する施術後の経過の確認と記録、及び新たな施術後の日常生活等で留意すべき事項等のきめ細やかな説明・記録に対する評価として、労災にある指導管理料の新設
- 明細書発行については、施術者側の負担を考慮し、対価次第で検討

柔道整復師の施術に係る療養費の料金改定について

【前回(令和2年2月)の専門委員会での意見】

- 平成24年以降、平成29年まで461億円のマイナス。いろいろな制限があり、社会的な不正による風評被害などもあると思う。国家資格を持ちながら、廃業していく施術所もあるので、医科と同様の改定率で要望したい。
- 技術の再評価をして、まじめにやっている柔道整復師のために要望する料金をあげていただきたい。
 - ・ 再検料の毎回算定
 - ・ 冷罨法の日数制限の撤廃
 - ・ 電療料の算定要件からの温罨法前置の撤廃
 - ・ 施術情報提供料、柔道整復運動後療料、固定料及び金属副子等加算については、対象が骨折、不全骨折、脱臼になっているが、対象を打撲、捻挫、挫傷にも拡大
 - ・ 労災にはあるが、包帯交換料の新設
 - ・ 患者に対する施術後の経過の確認と記録、及び新たな施術後の日常生活等で留意すべき事項等のきめ細やかな説明・記録に対する評価として、労災であるところの指導管理料の新設
- 不正対策につながるような料金改定にしていただきたい。
- 初検時相談支援料の取扱いについては、留意事項通知の中で算定要件が示されているが、不正を予防するためにも、もう少し要件化を追加してはどうか。
- 柔整療養費は往療料の距離加算が残っているので、包括化を検討すべき。
- 柔整療養費がこれだけ下がっている中で非常に厳しい状況にあり、1人も雇えない状況。明細書を発行するにしても、発行する時間が無い。月初めに申請書を作成するので、その間徹夜でやっている。そうであれば対価を出して頂きたい。

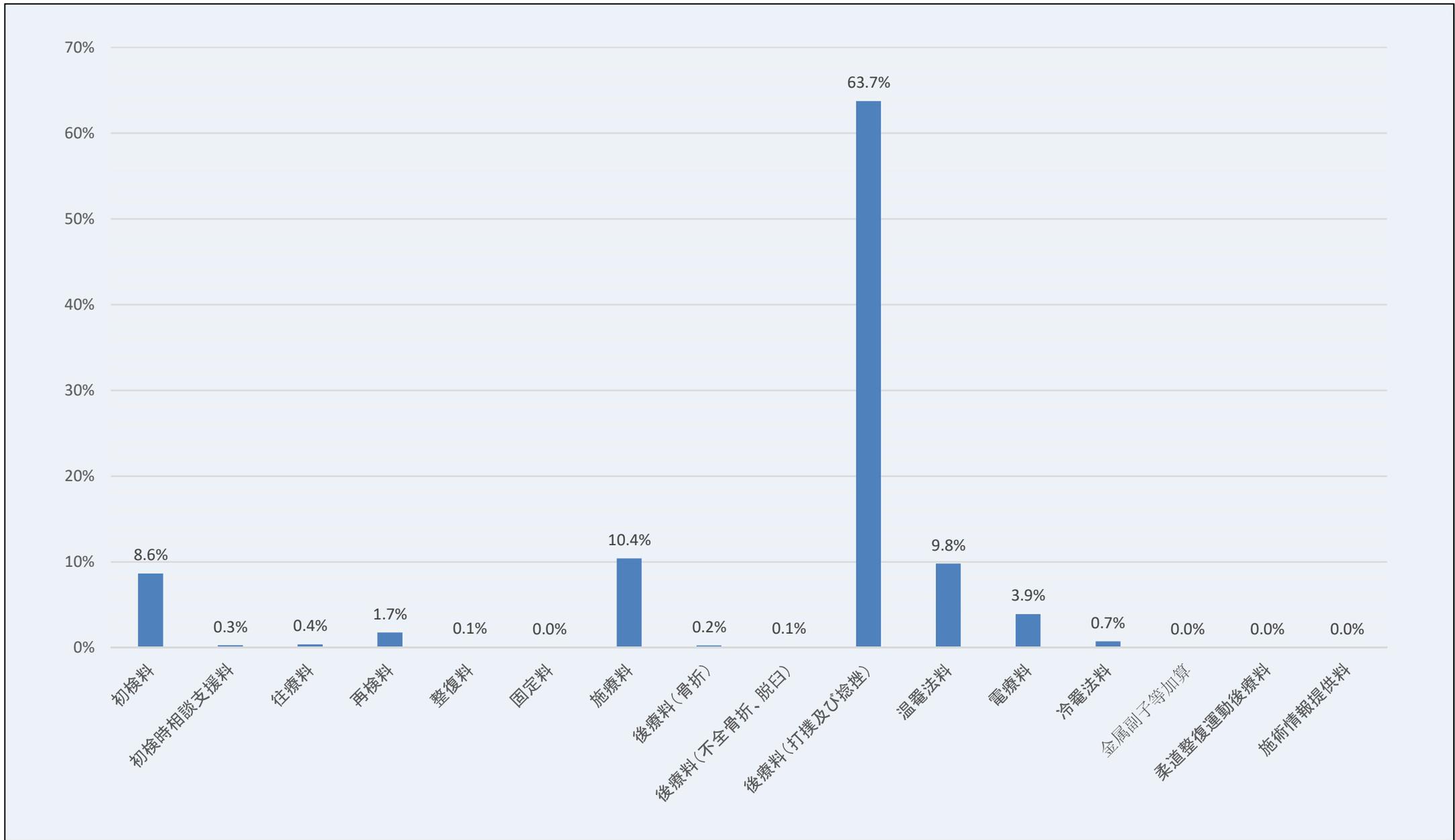
柔道整復師の施術に係る療養費の料金改定について

- 領収証を受け取っても、患者が自分の請求内容を確認できないので、領収証ではなく、明細書の発行で結論づけるしかない。
- 発行する対価を何らかの形でつけていただけたら考えてみたい。
- 1施術所あたりの人数は1.4人。現行、手書きでやっている施術者がいるのも事実。この明細書を発行することについては、非常に負担が大きいので、例えば500円とか1,000円とかいただかないと明細書を発行するだけで時間が取られてしまう。
- 現在の社会の流れから見ても、対価なくして何かをやれというのは非常に無理な話。また、働き方改革からいっても、1日10時間以上無給でやるということとはできない状況。対価次第で検討したいと思う。
- 領収証の交付が義務づけられ、患者の求めに応じて明細書を交付することになった。部位の付け増しや、架空水増し請求はこれでわかるはず。また、初検時相談支援料の算定基準において説明しているので、患者も理解できていると思う。

(座長のまとめ)

- 何らかの対価を条件に明細書の発行を行うという提案が出ており、それについてどうするかを今後、検討するというように話をまとめていいか。
- 施術者側の主張が対価をつけることを条件として明細書の発行を考えるという意見があり、対価をつけるかつけないかが議論となる。

柔道整復療養費の算定構造



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した令和元年10月柔道整復療養費支給申請書を基に分析

・ 国民健康保険 1/60

・ 後期高齢者医療制度 1/50

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30

過去の療養費料金改定について

第16回 柔-1
02.02.28

(参考) 平成10年以降の改定率

(単位:%)

| 改定年月(医科) | 医科 | 改定年月(療養費) | 柔道整復 | あん摩マッサージ | はり・きゅう |
|----------|---------------|-----------|-------|----------|--------|
| 平成10年4月 | 1.5 | 平成10年7月 | 0.8 | 0.6 | 0.7 |
| 平成12年4月 | 2.0 | 平成12年6月 | 1.1 | 0.9 | 1.0 |
| 平成14年4月 | △1.3 | 平成14年6月 | △0.65 | △0.65 | △0.65 |
| 平成16年4月 | 0.0 | 平成16年6月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 平成18年4月 | △1.5 | 平成18年6月 | △0.75 | △0.75 | △0.75 |
| 平成20年4月 | 0.42 | 平成20年6月 | 0.21 | 0.21 | 0.21 |
| 平成22年4月 | 1.74 (外来0.31) | 平成22年6月 | 0.0 | 0.15 | 0.15 |
| 平成24年4月 | 1.55 | 平成25年5月 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 平成26年4月 | (消費税分1.36) | 平成26年4月 | 0.68 | 0.68 | 0.68 |
| 平成28年4月 | 0.56 | 平成28年10月 | 0.28 | 0.28 | 0.28 |
| 平成30年4月 | 0.63 | 平成30年6月 | 0.32 | 0.32 | 0.32 |
| 令和元年10月 | (消費税分0.88) | 令和元年10月 | 0.44 | 0.44 | 0.44 |
| 令和2年 4月 | 0.53 | | | | |

(注)平成26年及び令和元年は消費税引き上げに伴う改定であり、医科欄の改定率は診療報酬全体改定率である。

療養費の推移

第16回 柔-1
02.02.28

(金額：億円)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国民医療費 | 374,202 | 385,850 | 392,117 | 400,610 | 408,071 | 423,644 | 421,381 | 430,710 |
| 対前年度伸び率 | 3.9% | 3.1% | 1.6% | 2.2% | 1.9% | 3.8% | -0.5% | 2.2% |
| 柔道整復 | 4,068 | 4,085 | 3,985 | 3,855 | 3,825 | 3,789 | 3,636 | 3,437 |
| 対前年度伸び率 | 1.1% | 0.4% | -2.5% | -3.2% | -0.8% | -0.9% | -4.0% | -5.5% |
| はり・きゆう | 315 | 352 | 358 | 365 | 380 | 394 | 407 | 411 |
| 対前年度伸び率 | 7.5% | 11.7% | 1.8% | 1.8% | 4.3% | 3.6% | 3.4% | 1.1% |
| マッサージ | 516 | 560 | 610 | 637 | 670 | 700 | 707 | 727 |
| 対前年度伸び率 | 12.4% | 8.5% | 9.0% | 4.5% | 5.2% | 4.4% | 1.0% | 2.7% |
| 治療用装具 | 387 | 396 | 406 | 405 | 421 | 425 | 438 | 443 |
| 対前年度伸び率 | 10.6% | 2.3% | 2.6% | -0.4% | 4.0% | 1.1% | 3.0% | 1.2% |

(注1) 保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
- ・ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。